

「富山県自転車活用推進条例の一部改正（案）」に対し意見表明

～自転車保険の義務化に賛同～

日本損害保険協会富山損保会（会長：中田 康太郎・三井住友海上火災保険株式会社富山支店長）では、12月15日付で公表された「富山県自転車活用推進条例の一部改正（案）」の意見募集に対し、1月9日付で意見表明を行いました。

同改正案は、現在「努力義務」とされている自転車損害賠償保険等への加入を「義務化」する内容であり、富山損保会としてこれに賛同するとともに、業務中の自転車加害事故については、個人で加入する保険では補償を受けられないことを、県民に広く周知いただきたい旨の意見表明を行いました。

《意見内容》

<一部改正（案）全体について>

- ・近年、自転車利用者の加害事故において、損害賠償額が高額になるケースが多くなっていることから、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化することに賛同いたします。
- ・県が行う普及広報活動については、当会としても協力してまいります。

<第14条第3項について>

- ・国土交通省における標準条例に準拠されており、条文の修正まで求めるものではありませんが、原案では、個人で加入する「自転車保険（個人賠償責任保険）」で業務中の自転車加害事故についても補償を受けられると誤解を招くおそれがあります。
- ・業務中の賠償事故は、個人で加入している自転車保険では補償されず、例えば「施設賠償責任保険」のような事業者向けの保険に加入する必要がありますので、この点についても周知していただければと思います。